

令和5年度 障害者等による文化芸術推進事業

劇場・音楽堂等による共生社会実現のための人材養成講座

劇場・音楽堂等と共生社会

公益社団法人全国公立文化施設協会

名誉アドバイザー 間瀬勝一

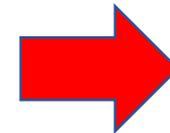
業務を遂行するためのスキル

技術的能力

高度な能力

知識・教養

ものの見方・感じ方



考え方

働く人が共通に身に付けておくべき基本的な素養

劇場・音楽堂等の役割

- **誰のための施設か？誰のための事業か？**

「誰の」とは⇒すべての地域住民（乳幼児から高齢者、障害の有無、外国人）

- **法律から考える**

文化芸術基本法（平成13年制定）（平成29年改正）（基本法）

劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年制定）（劇場法）

劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針（指針）
（平成25年）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年制定）

（差別解消法）

劇場・音楽堂等の役割

・劇場法の事業の定義

実演芸術の公演を企画し、また行うこと

実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること

実演芸術に関する普及啓発を行うこと

他の劇場・音楽堂等とその他の関係機関等と連携した取り組みを行うこと

実演芸術に係る国際的な交流を行うこと

実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと

前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと

前各号に掲げるもののほか、**地域社会の絆の維持及び強化を図る**と共に

共生社会の実現に資するための事業を行うこと

(劇場法第3条)

劇場・音楽堂等の役割

・劇場法と共生社会

前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図ると共に
共生社会の実現に資するための事業を行うこと （劇場法第3条）

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境
になかった障害者等が、**積極的に参加・貢献していくことができる**
社会である。（内閣府）

劇場・音楽堂等の役割

・差別解消法から考える

目的（1条）：障害を理由とする差別の解消。

相互に人格と個性を尊重し共生社会の実現に資することを目的とする。

インクルーシブな社会の実現

定義（2条）：障害者 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制約を受ける状態にものをいう

：社会的障壁 社会生活を営む上で障壁となるような、催事、制度、慣行
観念その他一切のものをいう

：行政機関等 国の機関、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立法人

劇場・音楽堂等の役割

- **事業の対象は？**

すべての市民（地域住民）

- **実演芸術の公演、企画を行うこと？**

「何を目的に実施するのか？」

「社会的効果は？」

「主にどんな客層に向けた企画なのか？」

「公演成功に向けて、どのように公演をつくりあげていくか？」

企画立案に必要な 6 W2H

why	企画意図、実施理由、 社会的効果	「何を目的に実施するのか？」 「社会的効果は？」
what	事業の具体的内容	「どんな公演を行うのか？」
who	出演者	「誰が行うのか？」
when	実施時期・時間	「いつ開催するのか？」
where	実施場所	「どの施設を会場とするのか？」
whom	対 象	「主にどんな客層に向けた企画なのか？」
How	実施手法	「公演成功に向けて、どのように公演をつくりあげていくのか？」
Howmuch	予 算	「どれくらいの予算で実施できるか？」 「料金の設定は？」

アクセシビリティ・ガイドブック

～すべての人に開かれた広場になるために～

第1章 劇場音楽堂等に求められることは

第2章 障害への理解

障害の種別と特性

第3章 劇場・音楽堂等における対応

鑑賞に至るまでに立ちはだかる様々な障壁

第4章 劇場施設におけるアクセシビリティ

劇場音楽堂等における取組事例



アクセシビリティ・ガイドブック

～すべての人に開かれた広場になるために～

- 劇場音楽堂等の職員に求められるマインドは？
 - 障害者の立場に立って考える
 - 障害の特性をよく理解し、参加をこぼむ障壁を低くする
努力をする
 - 障害者にやさしい施設はすべての人々にやさしい施設である

誰のための施設か？

• 誰のための施設か？ 誰のための事業か？

誰の為の施設か ⇒ すべての地域住民

誰の為の事業か ⇒ すべての地域住民

すべての地域住民とは

障害の有無に関係なく

乳幼児から児童生徒、成人、高齢者、外国人など

令和5年度 障害者等による文化芸術推進事業

劇場・音楽堂等による共生社会実現のための人材養成講座

劇場・音楽堂等と共生社会

ご清聴ありがとうございました！

公益社団法人全国公立文化施設協会

名誉アドバイザー 間瀬勝一